

鯖江市自転車等の放置防止に関する規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、鯖江市自転車等の放置防止に関する条例（令和〇年鯖江市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の意義の例による。

（放置とみなす期間）

第3条 条例第2条第3号に規定する長期間とは、7日間以上とする。

（撤去の対象となる放置期間）

第4条 条例第8条第2項に規定する相当の期間とは、7日間以上とする。

（保管台帳）

第5条 市長は、条例第8条第2項または第3項の規定により撤去し、保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）について、放置自転車等保管台帳を作成するものとする。

（自転車等を保管した場合の告示）

第6条 条例第9条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管自転車等が放置されていた場所および当該自転車等を撤去し、保管した日時
- (2) 保管自転車等の型式、塗色、防犯登録番号その他当該自転車等を特定する事項
- (3) 保管自転車等の保管場所
- (4) 返還取扱日時および返還を受ける方法
- (5) 保管期間経過後の措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、保管自転車等を返還するために必要と認められる事項

（利用者等の調査等）

第7条 市長は、条例第8条第2項または第3項の規定により撤去し、条例第9条第1項により保管した自転車等の利用者等を確認し、当該利用者等に当該自転車等を返還するため、次の各号に掲げる調査を行うものとする。

- (1) 防犯登録番号による照会
- (2) 保管自転車等に記載された住所、氏名または電話番号による確認
- (3) その他特に市長が認める照会

(利用者等への返還等)

第8条 市長は、条例第9条第3項の規定により保管自転車等を利用者等に返還するため、放置自転車等返還通知書(様式第1号)により通知するものとする。

2 保管自転車等の利用者等は、当該自転車等の返還を受けようとするときは放置自転車等返還通知書または当該自転車等の鍵、住所および氏名を証する書類その他利用者等であることを証するものを提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

(表)

住所または所在地

氏名または名称

管理番号

様

(裏)

放置自転車等返還通知書

あなたが所有していると思われる自転車が放置してあったので、撤去し、保管しております。通知書持参のうえ、至急引取りに来てください。引取りは、職員立会いのもと行いますので、必ず事前にご連絡ください。

- 1 引取場所
- 2 引取期日
- 3 持参するもの
- 4 連絡先

自転車等保管場所案内図